

松田町第4次行政改革大綱

平成23年3月策定

松 田 町

— 目 次 —

1	行政改革の必要性	1
2	行政改革大綱の策定趣旨	1
3	これまでの行政改革の評価と今後の行政改革	2
4	行政改革大綱の基本方針	3
5	行政改革の推進体制及び期間	3
6	行政改革の主要施策	3
I	町民ニーズに対応した行政サービスの提供	3
II	自立した行政運営の推進	5
III	安定した財政基盤の確立	6

1 行政改革の必要性

国民がゆとりと豊かさを実感し、安心して暮らすことのできる社会の実現に向け、地方行政の役割の重要性が着目され、平成18年12月には、地方分権改革推進法が成立し、国と地方の役割分担や国の関与の在り方について見直しが行われてきました。その中では、地方公共団体の行政体制の整備や確立を図るため、地方への分権化が本格化してきました。

こうした背景において、それぞれの自治体が、地域の特性に応じたより質の高い行政サービスを提供できることが期待され、住民の要望を的確に把握し、行政を運営していくことが重要となっています。

本町では、平成23年度から第5次総合計画がスタートし、「緑と清流のまち、ゆとりを楽しむ きらめく松田」の実現に向け、様々な事業を展開していきます。そのためには、社会経済情勢の変化を踏まえ、より簡素で効率的な行政運営の確立や財政基盤の強化を図るなど、今後も不断に行政改革へ取り組んでいく必要があります。

2 行政改革大綱の策定趣旨

本町では内外の厳しい社会経済情勢の中で、行財政改革を最重要施策の一つとして捉え、昭和62年に行政改革大綱を策定して以来、平成9年に第二次行政改革大綱、平成18年に第三次行政改革大綱を策定し、3回に及ぶ行政改革を実施してきました。先の第三次行政改革大綱では、行政の公平性・効率性の追求、町民と行政の協働などを基本として、仕事、職員、組織と3つの視点から、改革を推進してきました。また、平成20年度には、第三次行政改革大綱を見直し、改訂第三次行政改革大綱を定め、推進期間を松田町総合計画21（平成22年度で計画終了）にあわせて延伸しました。改訂大綱では、町の財政状況や今後の見通しなどから、第三次大綱の改革体系を修正し、新たな項目の追加や項目の見直しなどを行いました。その中では、行政サービスの向上と経営感覚に立脚した取り組みをさらに推進するものとししました。

このような状況の中、改訂第三次行政改革大綱は推進期間が平成22年度までであり、引き続き行政改革に取り組むため、新たに第5次総合計画に定める将来像の実現に向け、行財政改革の積極的な推進を目指す第4次行政改革大綱を策定する必要があります。

3 これまでの行政改革の評価と今後の行政改革

これまでの行政改革では、事業などにかかる費用の削減などが注目され、結果的には事業経費などを削減することに努めてきました。しかし、このような定量的な考え方による改革だけが、行政改革の目的ではありません。

これからの行政改革は、これらに加え、松田町の特性に合わせた行政サービスが何であるかを把握し、町民の要望により適切に応えることができる事業を展開するなど、事業の必要性を評価し、選択していくことが求められます。その中では、行政だけが事業を行うのではなく、町民が積極的に参加し、協働して事業を実施していくことも必要なこととなります。

<第三次行政改革での主な取組>

(1) 仕事の改革

物件費の削減や証明書発行手数料等の見直しを実施しました。また、補助金や交付金などの見直し、道路占用料などを新たに設けました。一方で、公共施設の管理運営に指定管理者制度を導入し、現在では28施設が指定管理者によって運営されています。

(2) 職員の改革

職員の給与についての見直しでは、地域手当（基本給の10%）を段階的に廃止しました。また、管理職手当は、定率制から定額制に移行し、給与の適正化に取り組みました。

職員数については、定員適正化計画（現在は第二次定員適正化計画期間）を策定し、職員数の削減に努めました。その結果、平成18年度当初で123人の職員数は、平成23年度当初で112人になる予定です。

(3) 組織の改革

組織、機構の見直しとして、2回の機構改革（平成19年度当初と平成22年度当初）を実施しました。平成18年度は3部10課27班の体制でしたが、部制の廃止、課等の再編などで、現在は7課23係になりました。また、課長の補佐や課内調整を担当する課長代理、係の業務を総括する係長など、新たな職を設置しました。

4 第4次行政改革大綱の基本方針

- (1) 町民ニーズに対応した行政サービスの提供
- (2) 自立した行政運営の推進
- (3) 安定した財政基盤の確立

5 行政改革の推進体制及び期間

本大綱の推進については、行政改革推進本部が中心となり、すべての職員が取り組みます。また、改革の趣旨や必要性の徹底を図り、実施のために必要な調整や進行管理を行い、各改革項目を見直ししながら推進していきます。その実施状況は、広報紙やホームページなどを通じて、お知らせするとともに、寄せられた意見を反映させながら、改革の実現に努めます。

推進期間は、第5次総合計画の前期計画に併せて、平成23年度から平成26年度までとします。また、推進期間中における社会経済情勢の変化などによって、基本方針などに係る大きな見直しや新たな行政課題に対応するために改革の修正が必要なときは、適切に改定を行うものとします。

6 行政改革の主要施策

I 町民ニーズに対応した行政サービスの提供

(1) 行政サービスの向上

(ア) 窓口事務等の改善

平日夜間や休日の各証明書発行サービス、また年度末の休日開庁サービスなどについては、サービス利用者の増加に向けた見直しを進めます。併せて、各課の受付、相談業務等における情報の共有化を進め、担当者以外でも対応できる体制の強化を図ります。

一方、事務処理手順などの見直しによる事務処理の効率化や、それに伴う事務マニュアルの再整備、事務の性質による業務分類により、担当者が個別に対応するものや担当者以外の共用対応にするものを明確にし、簡素で効率的な事務処理体制を整備します。

(イ) WEBを活用したサービスの充実

WEB（インターネット）を活用したサービスとして、図書館の貸出システムの機能を拡充します。これにより、WEB上で町図書館の図書の貸出予約や貸出状況の確認ができるようになり、さらに松田町以外の神奈川県内の公立図書館における図書の所蔵状況も

確認できるようになります。また、各種電算システムは、町民の利便性を向上させるなどのため、効率的な運用を図ります。

(2) 情報の活用とセキュリティの強化

(ア) 情報化の推進

広報紙やホームページなど、町が発信する情報の充実化や町民への情報提供を積極的に推進し、最新の情報や伝えたい情報をより早くより分かりやすく町民に届けます。また、情報化の推進により、各種イベントの参加者の増加、積極的な情報交換の促進など、町の活性化を図ります。

一方、情報公開制度を引き続き運用することで、町民の知る権利を尊重し、開かれた行政の推進を図ります。

(イ) 情報セキュリティ対策の強化

情報セキュリティポリシー※₁に基づき、セキュリティ対策ソフトにより情報を暗号化し、USBメモリなどの情報端末に保存された個人情報保護する体制を強化していきます。また、個人情報の取り扱い、定期的に研修などを実施することで職員啓発を図るとともに、個人情報保護制度の運用により各事業における個人情報の取り扱いを厳密に管理していきます。

(3) 町民と町政の連携

(ア) 広聴の推進

町民懇談会や各自治会の現地視察などの広聴体制を確立し、行政の運営において町民の意見を積極的に活用していく体制づくりに努めます。また、パブリックコメント制度※₂の検討を進めます。

(イ) 各種委員会等に対する町民参加の促進

各種委員などの募集方法を検討し、公募のほか有識者を活用するなど、町民の参加機会を提供し、町民に開かれた行政運営を推進します。また、男女共同参画の立場から、女性委員の活用を推進していきます。

(4) 民間活力の導入

(ア) 指定管理者制度の活用

指定管理者制度を導入した施設では、より効率的な運営方法の検討など、見直しを進めます。また、制度を活用できていない施設では、制度の導入や運用に伴う問題点の検討を進め、効率的な運用に向けての準備を進めます。

(イ) 民間企業等を活用した委託業務の推進

民間企業などに委ねることが可能な業務を把握し、委託業務を効率的に利用することにより、職員のより適切な配置や費用の削減を図ります。例えば、窓口案内員や広報専門員を臨時的に雇用することにより、事務に携わる職員数の削減を図ることや、福祉サービスにおける委託方法を見直すことにより、地域の実情に合わせた福祉サービスの展開を図ります。一方、学校などの給食サービスは、中期的な視点で運営方法などを検討していきます。

II 自立した行政運営の推進

(1) 行政体制の整備

(ア) 事務事業の見直し

P D C Aサイクル^{※3}を基本的な方向として踏まえる中で、各種催しものの参加者アンケートを実施するなど、町民の意見を積極的に取り入れ、事業の見直しを進めます。また、町独自の事業などを対象として、事務事業評価システム^{※4}などによる事業を評価する方法の構築を検討していきます。

(イ) 組織、機構の見直し

各事務事業の見直しに併せ、事業同士の関連性や円滑な事業執行体制などを総合的に判断し、組織や機構の簡素で合理的な体制を検討していきます。また、第二次定員適正化計画と連動しながら、組織や機構を再編していきます。

一方、学校等施設のあり方、適正規模や配置については、検討委員会を設置し、今後の方針を確立していきます。

(2) 執務体制の見直し

(ア) 勤務体制の見直し

事務事業の執行状況や職員の勤務状況を把握し、早出遅出勤務（フレックスタイム制）などの新しい勤務体制の導入を検討し、時間外勤務の抑制に努めます。また、職員のワークライフバランスに配慮し、職員が健康に執務できる体制づくりを進めます。

(イ) 事務決裁等の合理化

事務決裁の方法を簡素合理化、電算化することや会議等のあり方を見直すことなどにより、事務の効率化を図ります。また、公文書の管理体制を見直し、公文書の合理的な保管体制の構築を検討していきます。

(ウ) 職員数の管理

平成22年度から平成26年度までの5年間を計画期間とした第二次定員適正化計画に基づき、職員数の管理を実施していきます。また、新採用職員数と退職者数のバランスを勘案し、円滑な事務処理体制が保持できるよう各組織により適正な人員を配置していきます。

(3) 人材育成の推進

(ア) 職員研修の充実化

松田町人材育成基本方針に基づいた計画的な職員研修を行い、町民の要望、権限移譲や地域主権（地方分権）などに対応できる知識力に加え、複雑に変化する社会経済情勢から生じる新たな行政課題を解決できる創造力を持った職員の育成に努めます。

また、庁舎等施設の利用者などにアンケートを実施し、職員の接遇能力を向上させ、町民からより信頼される職員の育成に努めます。

(イ) 職員人事交流の活性化

県や市町村等との人事交流を積極的に行い、幅広い見識をもった専門性の高い職員を育成するとともに、交流を機会として捉え業務の連携を高めていきます。

(4) 広域行政の展開

(ア) 広域連携の推進

本町だけの体制ではなく、他市町村等と連携した広域体制での運営に利点があるものなどは、積極的に広域化を推進していきます。電算システムの共同利用、広域斎場の建設準備、消防の広域化を進めるなど、近隣市町村等との連携により、複雑多様化する業務への対応と維持管理費用の削減などを図ります。

III 安定した財政基盤の確立

(1) 計画的な財政運営の維持

(ア) 財政収支の均衡維持

財政収支の均衡や財政の弾力性の確保を念頭に置き、町債などは、中長期の見通しに基づき、節度ある発行に努めていきます。また、教育施設整備基金の創設、新しい地方公会計制度を導入していきます。

(イ) 財産の活用、処分

遊休町有地の処分など、町有財産の効率的な運用を図っていきます。

(2) 安定した税財源の確保

(ア) 税、使用料等の見直し

税や使用料等については、未収金対策を強化し、税や使用料等の種類によらず、連携した徴収方法を徹底するなど、効率的な対応を実施します。また、各使用料等は事業運営に必要な収入源として使用料金を見直し、計画的な運営管理に努めます。

(イ) 行政財産に係る目的外使用料等の運用

道路や水路の占用料、広報紙やホームページの広告料、町の保有する財産に対して、目的外使用に係る使用料等を適用することにより財源の確保に努めます。また、財政運営に寄与するため、新たな財源となり得るものなどを研究、検討します。

<用語解説>

※1 情報セキュリティポリシー

組織における情報資産の情報セキュリティ対策について、総合的、体系的で具体的にとりまとめたもののことです。情報資産を脅威からどのようにして守るのかについての基本的な考え方と、情報セキュリティを確保するための体制、組織や運用を含めた規程等です。

※2 パブリックコメント制度

国や地方公共団体では、政策を実施していく上で、さまざまな省令等や計画等を定めます。これらの省令等や計画等を決めようとする際に、あらかじめその案を公表し、広く住民から意見、情報を募集する手続が、パブリックコメント制度になります。

※3 PDCAサイクル

PDCAサイクルは、事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つで、**□P** 計画 (P l a n) → **□D** 実行 (D o) → **□C** 評価 (C h e c k) → **□A** 改善 (A c t) の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善するものです。

※4 事務事業評価システム

行政が実施している事務事業の対象や目的、内容や費用などを明らかにするとともに、その活動結果や成果を数値化しながら、実績を点検・検証することで事務事業の継続的な改善に結び付けるためのシステムです。また、その結果を公表することにより、行政運営の透明性を確保し、事務事業の改善を推し進めていくためのものです。